

平成28年土佐市議会第1回定例会 質問事項

質問1 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を

質問2 指定施設の不在者投票について

質問3 病院事業管理者について

質問4 鎌田井筋溢水対策の推進について

質問5 子どもの人権について

平成28年3月14日（月曜日）午前10時開議

5番議員（野村昌枝君）

質問1

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を

議長の許可がありましたので、通告順に質問いたします。

まず1問目、「妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を」。お母さんにやさしい国ランキング世界1位、女性が住みやすい国世界第5位など国際的に高い評価を受けているフィンランドの育児支援サービス、ネウボラの日本版子育て世代包括支援センター、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ、切れ目のない支援を実施され、地方創生施策の総合戦略に盛り込まれては、という私の昨年9月質問に対して市長は、子育て世代包括支援センター立ち上げは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるという点で有効な機能。妊娠された方が、適切な支援を受け、安心して子供を産み育てる体制を整えることは、本市の少子化対策となり、人口減少と地域経済縮小を克服、将来にわたる活力を維持していくうえで、有意義、土佐市創生につながる。地方創生施策を活用した子育て世代包括支援センターの立ち上げは、今後研究していく、という答弁でありました。

進捗状況についてお尋ねします。

議長（中田勝利君）

板原市長。

市長（板原啓文君）

野村議員さんからいただきました地方創生施策を活用した子育て世代包括支援センターの進捗状況についての御質問に、お答えを申し上げます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、昨年9月議会におきまして御質問をいただいた後、県外を含む他の市町村の先行事例や県、福祉保健所等からの情報提供によりその研究をいたしました。そして、今後の土佐市の子育て環境の発展、将来にわたって活力ある土佐市の維持に大変重要なものであり、早期に取り組むべき事業であるとの判断をいたしまして、また県から積極的な御支援をいただけることもございまして、土佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込むとともに、この4月の事業開始に向け、今議会の平成28年度当初予算に計上させていただいているところでございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠・出産に始まり、その子供の健やかな成長を支援する非常に重要なシステムだと考えており、今後積極的に推進してまいりたいと存じますので、議員さんにおかれましては、御理解また御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中田勝利君）

野村昌枝さんの1問目2回目の質問を許します。

5番議員（野村昌枝君）

市長、どうもありがとうございました。

もうほんとに早い取り組みで立ち上げていただきまして、大変喜ばしい限

| | |
|----------------|---|
| | <p>りです。きっと子供達の未来にとって、良い結果が出ると私は強く信じています。</p> <p>現状は、ほんとに様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ、切れ目のない支援体制が充実されることは、核家族化や地域のつながりの希薄化、少子化により支援者や相談者がおらず、家庭や地域で孤立しやすい状況になっています。出産後、退院した直後は家族による支援などが受けられず、心身の疲労が蓄積し、育児や自らの健康の回復に支障があったり、精神的に不安定な時期であります。9月の質問のときには、マタニティブルーについて述べさせていただきました。このような現状、課題の多い中、子育て世代包括支援センターは、土佐市の母子保健、子育て支援充実の大きな前進であります。</p> <p>そこで課長にお伺いいたします。体制と内容について、御説明ください。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 中平健康づくり課長。 |
| 健康づくり課長（中平勝也君） | <p>野村議員さんからいただきました子育て世代包括支援センターの今後の取り組みについての御質問に、お答えを申し上げます。</p> <p>現在、本市におきましては、妊娠期から子育て期の方への支援といたしまして、生後4カ月までの乳幼児のいる家庭を訪問し、乳児の成長発達の確認、育児等に関する様々な不安や悩みの相談に応じるほか、子育てに関する情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児の発育や発達、栄養などの確認を行い、育児に関する相談を保健師、助産師、栄養士等の専門職が助言を行う育児相談などを保育園に設置されている子育て支援センター等の関係機関と連携を取りながら実施しているところです。</p> <p>また、昨年4月からは、妊婦さんへの母子健康手帳の交付窓口が市民課、USAくろしおセンター、戸波総合市民センターであったものに保健福祉センターを加え、交付時に各種制度の情報提供や相談支援に努めているところでございますが、来年度4月からは、更に子育て世代包括支援事業といたしまして、県からの支援による母子保健コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センターを創設。保健福祉センターに母子健康手帳の発行業務を集約し、全妊婦への保健師等専門職による面接を行い、妊娠期から子育て期までの環境を把握し、アセスメントを行い、支援が必要であると判断された方への支援計画の作成や、継続した支援が実施できるよう関係機関との連携システムの仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、産前・産後サポートといたしまして、妊産婦等の妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについての相談支援体制の構築や、産後ケアといたしまして、産後28日までに全戸訪問を行い、退院直後の産婦さんに対しまして、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を構築したいと考えているところです。</p> <p>それとあわせまして、現在実施をいたしております4カ月児健診時のニーズアンケート調査を基に、現在ある子育て支援サービスの充実や社会資源の開発にも努めてまいりたいと存じます。</p> <p>子育て世代包括支援センターは、一方的な支援に終始するものではなく、子供達のお父さん、お母さん、またその家族等とともに子育てについて考え、</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>子供、またその家族の方の子育てに関するより所となるセンター事業の実施が必要であると考えているところでございます。</p> <p>子育て世代包括支援センターは、これから始まる事業ではございますが、土佐市の子供達の健やかな成長の一翼が担えるよう努めてまいりたいと存じますので、議員さんにおかれましては御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの1問目3回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>課長より、より具体的な答弁をいただきました。</p> <p>母子保健コーディネーター、多分保健師さんが配置されるのではないですか。で、私は願わくば、欲張りですから産科の病院がないものですから、国の事業を活用して助産師さんもパートで入っていただいて、訪問していただいたり、相談活動を助けていただいたらいいなと思って欲張っていましたが、最近中島に助産所が開設されていることを聞き、ここがいろんな産後の支援をされているということをお聞きしました。これも良い地域の資源で喜ばしい限りです。</p> <p>課長からは、母子手帳を早くから広報には載っていましたが、母子手帳発行を保健福祉センターに集約して全ての妊婦さんに面接して、必要な方への支援計画、そしてその中から見えてきた必要な方へはリスクがあったり、そういう人には支援計画を立てるというお話を聞きました。それでまた、その事業を進めていくうえで、ニーズ調査をしまして、ニーズ調査の結果、土佐市に合ったサービスの充実と社会資源の開発に努められるという内容の答弁だと思います。</p> <p>今、出産後4カ月までに実施されている訪問がぐっと短縮されて生後28日以内に全戸を訪問されるという内容の答弁をいただきました。</p> <p>ほんとに私は、この子育て世代包括支援センターは、お年寄りの施策では介護保険が平成12年に創設されたときに、地域包括支援センターとしてお年寄りの支援の場所はできました。ほんとにこの施策もその時期と合わせて、少子化もそのときから叫ばれていましたから、国はこの施策を打ち出されたのは良かったんじゃないっていうふうに思っています。</p> <p>やっと厚生労働省が平成26年にその趣旨を鑑みて提案された事業ですけれども、土佐市のほんとに9月に質問した後、その後ずっと緻密なやっぱり調査やらされまして、こんなに早い時期に立ち上げられるとは、私も予想もしていませんでしたけど、ほんとにうれしい限りです。</p> <p>この本当に機能が充実されることによって、母子保健、現在本当の社会問題となっている不登校、あるいは虐待、発達障害、子供の貧困など保健所、児童相談所、病院、福祉事務所、民間機関などの連携を深められていくと、私は子育て世代包括支援センターに大きな期待をいたしまして、私の1問目の質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの2問目1回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） 質問2 | 2問目の質問をいたします。2問目は、「指定施設の不在者投票について」お伺いいたします。 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>指定施設の不在者投票について</p> | <p>公職選挙法の改正は、成年後見人の選挙権などを回復するとともに、併せて適正な選挙などの公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化などの措置を講じることを目的として、平成25年5月31日に改正されました。</p> <p>改正法の施行により、不在者投票管理者に対して、不在者投票の公正な実施の確保の努力義務規定が設けられ、指定病院などの不在者投票については市の選挙管理委員会が緊密な連携を取り、具体的には、市の選挙管理委員会が選定した外部立会人として、不在者投票に立ち合わせる。また不在者投票が公正かつ適正に実施されているか選挙管理委員会の職員の派遣を求めることなどがあげられ、指定施設の病院や老人ホームなどの不在者投票管理者に求められました。</p> <p>そこで、次の3点についてお尋ねいたします。まず1点、土佐市で直近執行された選挙における指定施設数、どのような施設がありますか。2番、外部立会人の配置状況について御説明ください。3番、心身の障害、その他の事由により自ら投票用紙に候補者氏名など記載することができない場合に、本人の意思に基づき代理投票を行うことができますが、運用の実態や投票の流れについて御説明ください。</p> <p>以上、3点についてお尋ねいたします。</p> |
| <p>議長（中田勝利君）</p> | <p>市原選挙管理委員会委員長。</p> |
| <p>選挙管理委員会委員長（市原慶祐君）</p> | <p>野村議員さんからいただきました御質問に、お答え申し上げます。</p> <p>まず、1点目の直近に執行された選挙における土佐市内の不在者投票施設数及びその名称等ではありますが、不在者投票施設につきましては、高知県選挙管理委員会から指定を受けておりまして、その数は、病院等4施設、老人ホーム1施設、身体障害者支援施設1施設の計6施設であります。また、名称につきましては、土佐市立土佐市民病院、白菊園病院、井上病院、介護老人保健施設ヴィラフローラ、土佐市立特別養護老人ホームとさの里、障害者支援施設とさであります。</p> <p>次に、2点目の外部立会人の配置状況についてであります。野村議員さんのおっしゃるとおり、平成25年の法改正によりまして、病院や老人ホームなどの不在者投票のできる施設において、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせるなどにより、選挙の公正な実施確保に努めるよう努力義務が設けられました。国及び県の選挙の執行の際には、高知県選挙管理委員会において、各不在者投票施設に対し、外部立会人の導入に向けた取り組みを進め、選挙の公正な実施確保に努めるよう通知や説明会が行われ、周知徹底が図られているところでありまして、当選挙管理委員会としましては、平成27年4月の高知県議会議員選挙におきましても、選挙期日の当日に投票立会人として選任予定の8名の方を、外部立会人として名簿に掲載し、それぞれの施設からの外部立会人の選定依頼に応じられるように体制を整えておりました。しかしながら、施設からの外部立会人選定の依頼はなく、外部立会人を配置した施設はありませんでした。</p> <p>次に、3点目の指定施設における代理投票の運用の実態と投票の流れについてであります。最初に、運用の実態であります。平成27年4月に執行さ</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>れました高知県議会議員選挙におきます不在者投票は、県内26の病院等の107名の方から申請があり、そのうち代理投票された方は28名でありました。</p> <p>続いて、代理投票を含む不在者投票の流れについて、御説明申し上げます。投票の流れにつきましては、まず指定施設に入所、又は入院されている方からの施設で不在者投票を行いたいとの申出に基づき、申出者の名簿登載地の選挙管理委員会事務局に、施設から所定の用紙で不在者投票用紙等の請求を行い、書類に不備がなければ施設に投票用紙等を送付します。</p> <p>投票は、選挙の公示日あるいは告示日の翌日から投票日前日までの午前8時30分から午後5時までの間に、施設内の投票の秘密を保持できる場所において、病院又は施設の長である不在者投票管理者の管理下で行われます。</p> <p>投票時には、不在者投票管理者が選任する投票立会人が1人以上、代理投票における補助者2人、及び事務従事者以外の者が立ち入らない状況で行われ、このとき自ら投票用紙に候補者氏名等を記載することができない場合には、本人の意思に基づき代理投票を行うこととなります。投票は補助者の1人の立会いの下に、ほかの1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を選挙人の面前で投票用紙に記載します。これを不在者投票用封筒に入れて封をし、必要事項を記載して選挙管理委員会に送付することになっています。以上が、代理投票を含む不在者投票の流れであります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの2問目2回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>選挙管理委員会委員長さん、御答弁ありがとうございました。もう一度お尋ねいたします。すみません。</p> <p>直近執行の県議会議員選挙では、病院や老人ホームなど指定施設においての外部立会人につきましては、要請が0件だった。こちらの方では、ちょっと準備していた選管の方では準備していたけれども、要請がなかったので0件という結果だそうですね。</p> <p>それで、代理投票については、補助者が投票用紙に候補者の名前を書き、別の1人がこれに立ち会うとのことでありますけれども、これが指定施設の中でしたら外部の目は入らず、施設の職員が立会い、施設の職員が候補者の名前を書くという運用がなされているわけでありますよね。やはり外部の立会人を置くべきだと私は考えております。</p> <p>県下的には、平成26年執行衆議院議員選挙における指定施設の外部立会人導入状況、県の資料によりますと、外部立会人を導入した施設の割合100%の自治体は、奈半利町、芸西村、本山町、禰原町、大月町、黒潮町と6自治体、市におきましては、土佐清水市88.9%、安芸市85.7%、香南市50%、0%は土佐市を含めた3市でありました。</p> <p>で、この外部立会人を置くことについては、指定施設側の努力義務ではありますが、私聞くとところによりますと、職員が不在者投票所に連れて来た患者さんに誰々さんをお願いしますと言って、投票所に送り込んでいるなどとお聞きしたことがあります。</p> <p>全国的には、投票詐欺なども発生しておりますので、この辺はしっかりと、今後、立会人を置いていただきたいと考えております。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>そして、判断能力が不十分で支援を要する方の公正な選挙権の行使とともに、障害特性の残存能力に応じた意思決定の支援の在り方についても十分検討させていただきますよう、こちらは要望しておきます。</p> <p>もう一度、外部立会人について、御答弁をお願いいたします。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 市原選挙管理委員会委員長。 |
| 選挙管理委員会委員長（市原慶祐君） | <p>野村議員さんからいただきました2回目の御質問に、お答え申し上げます。</p> <p>先の答弁で申し上げましたように、国及び県の選挙の執行の際には、高知県選挙管理委員会において、各不在者投票施設に対し、外部立会人の導入に向けた取り組みを進め、選挙の公正な実施確保に努めるよう通知や説明会が行われ、周知徹底が図られているところでありますが、当市におきましては、外部立会人の導入が進んでいない状況であります。</p> <p>当選挙管理委員会としましても、選挙の公正な実施確保のための外部立会人制度の重要性や必要性は、十分認識しているところでありまして、このような状況を踏まえ、今後執行される選挙におきまして、多くの施設で外部立会人の導入が行われ、代理投票を含む不在者投票のより公正な実施が確保されるよう、取り組みを進めていきたいと考えておりますし、高知県選挙管理委員会と連携を取り、土佐市内の不在者投票施設の不在者投票管理者に対して、外部立会人を不在者投票所に立ち会わせる取り組みを積極的に進めるよう、文書による要請や施設へ直接出向いて助言・指導を行うなど、取り組みを進めていきたいと考えております。議員におかれましては、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの2問目3回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>選挙管理委員会委員長さんから、1問目にもしっかりと前向いた答弁をいただきながら、しつこく努力義務である外部立会人について質問いたしまして、申し訳ございません。また再度、前向きな御答弁をいただきました。</p> <p>平成25年、選挙法が改正され成年被後見人の選挙権が復活されました。民主主義の日本において、たとえどのような状況にあっても選挙権を行使することは、この国を構成する国民として主権者として当然のことでありまして、認知症、知的障害、精神障害など、様々な理由で判断能力の不十分な方を支援し、その権利を保護する目的である成年後見制度が選挙権という重要な権利を阻害して良いはずはなく、法改正でやっと最低限あるべき形になったところでもあります。</p> <p>この法改正によって、選挙権そのものは回復しました。しかしながら、選挙における中立性の確保、そして投票判断における意思決定の支援という点について、課題があるのではないのでしょうか。ますます高齢社会を迎え、認知症の方なども多くなります。選挙管理委員会には適正な選挙執行がなされるよう期待をいたしまして、2問目の質問を終わります。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの3問目1回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） 質問3 病院事業管理者について | <p>3問目の質問をいたします。「病院事業管理者について」、お尋ねいたします。</p> <p>病院事業管理者につきましては、病院改築から現在に至る3期12年御尽力をいただき任期が終わろうとしております。病院事業管理者については、病院開設者市長のお考えを明快な答弁を求めます。</p> |

| | |
|--|---|
| 議長（中田勝利君） | 板原市長。 |
| 市長（板原啓文君） | <p>野村議員さんからいただきました市民病院事業管理者についての御質問に、お答えを申し上げます。</p> <p>御質問にもございましたけれども、現西村管理者には3期12年にわたり、困難な時期の病院運営をしっかりと取り組んでいただきました。病院の改築整備、そしてその後の累積赤字解消へ向けた血のにじむ努力を、森院長、そして田中院長とともに必死で取り組んでいただいております。また、めまぐるしく変わる医療制度、そして2025年問題へ向けたDPC導入等、その比類なき知識経験と情熱をもって改築後も連年単年度黒字を確保するなど、大いに御貢献をいただいております。</p> <p>しかしながら、市民病院の現状としては、最も大切な救急応需体制がとれず、6割以上の救急車が高知市等に行かざるを得ない現状にあること。小児科、婦人科といった子供を産み育てやすい環境整備の中で、鍵となる科の医師不足等、中核医療機関として市民の皆さんに御信頼いただける病院とはなり得ていないものと、それも現実でございますし、経営上も若干の黒字とはいえ、毎年薄氷を踏むぎりぎりの経営体質となっているなど予断を許さない現状にもございます。</p> <p>したがって、開設者といたしましては、管理者制度を続けることが必要と判断する中で、市民の皆様に御信頼いただける病院、中核医療機関として私の公約を実現いただける方に、そのかじ取りをお任せしたいところでございます。</p> <p>現状におきましては、西村さん以外に適任者を見いだせていないところでございます。体調を崩された時期もあり、辞意を口にされたこともありましたけれども、現在は気力も充実しておられるようでございますので、引き続きお世話になりたい旨お願いし、御理解をいただいております。議員各位には、今後とも御指導、御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの3問目2回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>市長の明快な答弁をいただきまして、はっきり分かりました。でも、これは多くの方が、3期12年で、もう1年前には辞めるって言ってたようですので、非常にどうなるかっていうのは、行政報告でも報告なかったですし、皆さん、はっきり明快に答弁いただいたので、これでよく現実は分かったと思います。</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの4問目1回目の質問を許します。 |
| <p>野村昌枝さんの4問目1回目の質問を許します。</p> <p>質問4</p> <p>鎌田井筋溢水対策の推進について</p> | <p>4問目、質問をいたします。鎌田井筋溢水対策の推進について、もう10何年言い続けてきました。市長さんもこれ公約に挙げて、毎年進捗を感じております。</p> <p>毎年、雨の時期になってきますと大洪水がなければいいのになあと願うところです。</p> <p>行政報告、暮らしの安心では、鎌田井筋溢水濁水対策事業についての報告がありました。半世紀以上も動かなかった歴史的な背景のあるこの溢水対策は、市長はじめ職員の一丸となった取り組みで、より前進しております。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>一方、近隣町村を見てみますと、平成26年8月の台風12号洪水により、宇治川・日下川床上浸水対策特別緊急事業に着手されております。議員協議会の資料によりますと、まだルートを含めた詳細は聞いておりませんが、宇治川排水機場ポンプ増設、日下川新規放水路増設により、仁淀川本線水位に影響されるのではと案じるところです。</p> <p>進捗についてお聞かせください。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 有藤建設課波介川・水資源対策担当参事。 |
| 建設課波介川・水資源対策担当参事（有藤芳生君） | <p>失礼します。建設課の有藤です。</p> <p>野村議員さんからの鎌田井筋におきます溢水対策進捗状況の内容について、御答弁させていただきます。</p> <p>議員御指摘のとおり、鎌田用水の溢水被害は、長きにわたる市の大きな課題であり、極めて重要な取り組みの一つとなっています。高知県知事への対策要望や、国会議員、国交省地方整備局の皆様にも現地を視察していただき対策方法、問題解決に向けての助言や財政面での支援を検討いただいているところでもあります。</p> <p>一方、土佐市独自の対策も進めており、今年度の予算において、ポンプ施設などの基本構想業務を実施しております。検討の中身といたしましては、設置位置、最大規模のポンプロ径と吐き出し量、除塵機の設置位置、仮設計画、施工日数、概略工事費の算定、維持管理費の算出、課題の整理、用地に係る整理事項などがあります。</p> <p>また、平成28年度予算計上している中身として、ポンプ施設の効果がどのように発揮できるのかを実証したく、出水期間5月から10月において、台風や集中豪雨が予想される場合、事前に工事用水中ポンプを用水路内に設置し、大きな出水前からの予備排水を仁淀川へ放流することにより、その効果を検討・検証し、状況にもより国交省が持つ排水ポンプ車の要請も含め、その効果を把握したいと考えます。</p> <p>軽減効果が実証できれば、国交省や高知県の意見や助言を聞きながら進めてまいりたいと考えます。</p> <p>また、宇治川排水機場ポンプ増設、日下川放水路、ともに国交省の床上浸水対策特別事業で現在着手していると聞いてます。両事業とも設計や一部のボーリング調査、弾性探査を実施しているとのことですが、今後の事業進捗により、土佐市へ関係する情報があり次第、国交省と協議のうえ皆様へ情報提供させていただきます。</p> <p>議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの4問目2回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>担当課長より進捗について詳細な答弁をいただきました。</p> <p>平成27年度は、土佐市独自で天崎余水吐周辺でのポンプ施設などの設置について実現が可能かどうかの基本構想業務を実施され、平成28年度にはポンプ施設の効果がどのように発揮できるのか実証し、軽減効果が実証できれば、平成27年度に実施した業務の精査を国交省や高知県の意見を聞きながら進めていくという内容の心強い答弁でありました。</p> <p>近年、鎌田用水溢水対策は着々と進捗しております。私が10何年前に質</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| | <p>問したときには、ほんとに大きな岩が動きそうになくて、と思いながらも、これ、とってもこんな災害じゃない、これはほんとにね、これは防げることだという一念のもとで、ずうっと質問もしてきました。そして市長も公約に挙げていただいております。ほんとに着々と進捗しております、今少し進捗してますけど、もしかして大きな岩が動くときが来るんじゃないかなっていうふうに私は期待もしているところです。</p> <p>近隣町村で、まず着手されている宇治川排水機場のポンプ増設、そして日下川の放水路、国交省の床上浸水対策特別事業につきましては、今後の事業の進捗につきまして議員協議会などで御説明をいただけると期待しております。</p> <p>今後、そのルートが確定すればですね、これは市長と副市長、担当所管に強くお願いしておきたいと思えます。</p> <p>仁淀川本線への影響など明確になってまいります。そのときには、国県、3町村の役割を注視しながら土佐市としては仁淀川本線への影響につきましては、鎌田井筋溢水に鑑み対策・検討をして、国県に対して強い要望をさせていただきたいと、市長、副市長によろしく願いたいしまして、4問目の質問を終わります。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 議長（中田勝利君） |
| <p>休憩 午後 1時59分</p> <p>正場 午後 2時 9分</p> | |
| 議長（中田勝利君） | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>野村昌枝さんの5問目1回目の質問を許します。</p> |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>5問目の質問をいたします。</p> <p>「子どもの人権について」。先日、広島県府中町立府中緑ヶ丘中3年の男子生徒が、誤った万引記録に基づいて進路指導を受けた後に自殺したという痛ましい事件が起きました。今の人間社会のひずみをまざまざと見せつけられたような気がします。事件の真相から目を背けることなく、学校や家庭や地域で、子供達に命の大切さを教えていかなければと思います。子供達は、日々に認められ人のぬくもりを感じ、人から思いやりの気持ちをかけられて初めて人に優しくできるのではないのでしょうか。</p> <p>子どもの権利条約は日本でも1994年に批准されました。子供が幸せな人生を歩んでいくためにも、子供の人権は守られなければなりません。そして大人に対し、子供の権利、人権の認識を深めることを要求しています。</p> <p>相次いでいる子供の虐待、自殺など、いずれも深刻な人権侵害であるのに、問題の根本的な理解が進んでないように思います。今こそ家庭、学校、地域で一体となった充実した取り組みが大切ではないかと考えます。</p> <p>子供の人権について、市長のお考えをお聞かせください。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 板原市長。 |
| 市長（板原啓文君） | <p>野村議員さんからいただきました子供の人権に関する御質問に、お答えを申し上げます。</p> <p>未来を担う子供達の人権は尊く大切なものであり、社会全体として守っていくべきものだと考えております。マスコミ等で子供達の命が犠牲となる痛ましい事件が報道されるたびに、心を痛めずにはおられません。</p> |

本市におきましても、残念ながら子供に関します現状として、身体的、心理的、ネグレクト等の児童虐待ケースが多数発生し、関係機関で対応している状況でございます。子供の人権が守られている状況にないものと認識いたしております。

子供の人権を尊重し、一人ひとりを大切にする教育の推進、子供自身が自尊感情を持ち、自分も仲間も大切にできる心を育てる教育の推進、児童虐待の防止対策の充実を柱に取り組みを進めていく必要があると考えております。

本市におきましては、子供の人権を守るために、家庭、学校、地域や関係機関が一体となった取り組みが重要であると認識する中で、現在、行政、家庭、青少年育成土佐市民会議を中核に地域が一体となり、取り組みを進めているところでございます。市といたしましては、児童虐待防止対策として、人権セミナーでの児童虐待予防講演会を開催し、社会的関心の喚起や意識啓発の推進を図っております。

また、児童虐待の早期発見、早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うため、土佐市要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉・医療・保健・教育などの地域の関係機関の協力体制を整えて対応しているところでございます。

今年度は、子供の見守り体制を強化するため、民生・児童委員さんと児童虐待対応について学習するなど、更に連携強化に努めております。

保育、小中学校では、人権の花運動を実施いたしております。これは人権擁護委員さんに人権についてのお話をいただき、一緒に花の植え付けを行うというものでございます。子供達が花を協力して育てる中で、命の尊さや仲間への思いやりの心を体得させることなどを目的とし、基本的人権の尊重を身につけることにつながればと考え、続けて行いたいと思っております。

また、他人をいたわる気持ちや、いじめについて小中学生に考えてもらうきっかけになればと、人権ポスターの作成にも取り組んでもらっております。

地域の活動としましては、青少年育成土佐市民会議におきまして、各小学校区に1カ所地区協議会を設置し、保育園、学校、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会、市PTA連合会、人権擁護委員等の構成団体とともに、青少年の健全育成活動、非行防止活動、環境美化活動、また各地区にある自主防災組織の皆さんも加わり児童生徒の安全確保に取り組んでおります。

また、本年度から、人と人をつなぐあいさつ運動を推進するために、毎月第3木曜日をあいさつの日と定め、通勤、通学路で声かけを積極的に行い、地域の子供達との触れ合いを通して挨拶の笑顔でつながり、人権を考える活動へと広がればと考えております。

このように、子供の人権を守り安全確保に向けて取り組みを行っておりますが、子供達を守っていくには、まだまだ厳しい状況であると認識しております。

今後、行政としては、地域、家庭、学校、仲間が一体となり、子供の人権を守っていけるよう虐待予防啓発の拡充や、それぞれが連携できる体制づくりを考えてまいりたいと存じます。

未来をつくる子供達の人権を守ることでできる社会になるよう、今後も取

| | |
|-------------|---|
| | <p>り組みを工夫してまいりたいと存じておりますので、議員各位におかれましては、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 野村昌枝さんの5問目2回目の質問を許します。 |
| 5番議員（野村昌枝君） | <p>市長から詳しい、所管あるいは地域においての協議会などの御答弁をいただきました。</p> <p>私もちょっと不勉強で、それほどやってるっていうのは失礼ですけど、取り組んでいることを、ちょっと自分が実際知ってなかったことを反省しています。</p> <p>でも、私は今回、本当は今回、子供の貧困について質問の検討をしていました。けれど、いつも教育委員会にお願いするばかり、不登校とかいろんな面も教育委員会に関わってるので、そしたらまた福祉事務所かなっていうふうに考えると、やっぱり子供の貧困問題は子供の人権問題でもあるよねっという事で、このような質問になりまして、ちょっと教育委員会所管の件については不勉強なことではございましたけど、かなり取り組まれてるという答弁をいただきましたので、安心しました。</p> <p>でも、行政が横断的に取り組むという面では、まだちょっと弱いのかなっていうふうに考えてます。</p> <p>まず、やっぱり未来を支えていくのは、今を生きる子供です。その子供達が自分の可能性を信じて頑張れば夢に向かって未来を切り開いていける現実でしょうか。しかしながら現実には、子供達の将来が生まれ育った家庭の事情などによって左右されている場合が少なくありません。</p> <p>日本における子供の貧困率は、平成24年には16.3%、およそ6人に1人が貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされてしまいかねないという大変厳しい状況にあります。更に本県では、就学援助率やひとり親家庭の比率など、全国平均を大きく上回っていますので、厳しい経済状況にある子供の割合は高いことが推測されます。</p> <p>このような社会状況から、子供の人権は、市長の答弁でもありました、ほんとに学校教育や社会教育の領域だけではなくて、行政全領域においても保障されなければなりません。ですから、教育委員会や学校だけでなく、地域の方も民生・児童委員さんとか老人クラブとか、いろんな協議会の方を巻き込んでやっていると思いますけれども、先日の高知新聞に子供の貧困計画を策定しますっていうふうに県の方の施策が載ったように思います。まあ、土佐市もいろんな事業進捗しておりますけれども、さっき健康づくり課の課長から答弁ありました子育て世代地域包括支援センターも含めてですね、これもまた、この一翼を担う機関になっていくと思いますし、先進事例に学びまして、子供の人権擁護などに関して実効性のある施策を推進していただきたいと考えます。</p> <p>このことをお願いし、でも市長に決意をお聞かせいただいております。すいません、市長もいろんな熱い思いがあると思いますので、市長のこの全て、子供の状況に鑑みて決意をお聞かせください。</p> |
| 議長（中田勝利君） | 板原市長。 |
| 市長（板原啓文君） | 野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申し上げたいと存じ |

ます。

御案内のとおり、人権を大切にする取り組みというのは、私の公約の一つでもございます。特に次代を担う子供達の人権を守る。つまり弱い立場の子供達に寄り添っていく、そういった基本姿勢の中です、やっぱり今後行政が多所管で連携も取りながら、しっかりと取り組んでいく必要がある。行政は当然そうでございますし、行政だけではなくて学校、家庭、地域、現在におきましても、大変にボランティアの中で頑張っていたら地域の皆さん、おばさん、たくさんいらっしゃいます。そういった方達のお力もお借りしながら、全体として子供達の安全を守っていく、安心な社会を作っていく、そういうことも大事だと思っておりますし、またそれ以前の部分といたしまして、先程議員さん触れていただきましたように、4月から設置をする予定の包括支援センター、このあたりが、そのスタートになる部分にもなります。そういったことも非常に連携が重要になってくる今後の要素となると思っております、そういったところも今十分仕組みとして取り入れていきまして、しっかりと対応していく所存でございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。